

平成 28 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 1
区における高齢者虐待対応体制の充実が必要である。
理由
高齢者虐待の事例に対しては、迅速な対応が必要である。区の担当者は、通報を受けてから 48 時間以内の事実確認を行う必要があるが、窓口業務についていたり他業務に従事していることも多く、即座の対応が困難な場合がある。また、複雑な事情があったり精神面での負担も多い業務である。そのため、窓口業務を課内で臨機応変に交替したり、可能なら担当者を増やす等の体制強化が必要である。
回答
港区では、高齢者虐待事案を適切なサービスにつなげるため、通報を受けた際には担当者 1 人で判断するのではなく、サービス利用調整会議にはかり、区保健福祉センターとして組織的な判断をしています。また、定期的に高齢者虐待担当、地域包括支援センター、生活保護ケースワーカーによる高齢者虐待事例の検討会を開催し、対象者の今後の支援方策について協議しています。 また、高齢者虐待の対応には迅速かつ的確な対応と判断が必要であることから、窓口業務が重ならないよう調整し担当職員が対応できるようにするとともに、虐待対応が輻輳し担当職員だけで対応できない場合は、課長代理級以上の管理職も加わり早期の対応を行っています。 今後とも区役所内での協力体制を確保し、高齢者虐待通報への迅速かつ的確な対応を行います。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 2
認知症高齢者支援における在宅医療と介護の連携の強化について
理由
今年度より始まった認知症初期集中支援事業において、認知症症状があるも医療拒否をし、症状が進行し問題行動を引き起こされる高齢者が多い現状がある。 認知症が疑われる高齢者をスムーズに医療につなげ地域で長く暮らしていけるよう支援するために、在宅医療と介護連携の強化が必要である。
回答
認知症の対応には、早期発見・早期診断が大切であるため、平成 28 年度から認知症初期集中支援チームを整備し、介護職と医療職が連携して、チーム員医師による指導の下に早期発見、早期診断、早期対応に向けた取組みを行っています。 また、在宅医療と介護の連携については、平成 26 年度に地域の医療機関や介護事業者等が参画する「大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、地域の医療・介護の資源の把握や専門職を対象とした研修等を行っています。 平成 28 年 8 月から在宅医療・介護連携相談支援室を設置し、専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置して、医療・介護の関係者からの相談や情報共有の支援などを行い、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた取組みを進めています。 地域で生活する認知症高齢者を早期に医療へとつなぎ、住み慣れた地域でできるだけ長く暮らせるよう、在宅医療と介護に携わる多職種が互いの職種の業務内容を正しく理解し、知識や情報を共有する機会の提供と関係者間の顔の見える関係づくりを進め、在宅医療と介護の連携強化を図ります。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区高齢者支援専門部会からの要望

要望 3
地域医療と介護に関係する様々な職種の連携をさらに推進するため、関係職種の業務内容等について理解を深められる取組みを継続していく必要がある。
理由
昨年度に引き続き、専門職を対象にグループワーク形式の研修を開催することによって、在宅医療と介護関係者間で、顔の見える関係づくりが進んでおり、多職種によるグループワークの場を活用して様々な意見を出し合える機会が提供されている。 その一方で、医療と介護に携わる各職種の業務内容に関する知識と理解が不足しているとの意見もあり、今後より実効性のある形で、医療と介護の関係者間の連携と相互理解を深めるための取組みを実施する必要がある。
回答
疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域の医療機関や介護事業者が連携して、包括的かつ継続的に在宅医療・介護サービスを提供できるようにする必要があります。そのため港区では、平成 26 年度に地域の医療機関や介護事業者等が参画する「大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議」を設置しました。 この推進会議の下で、平成 27 年度に医療機関や介護事業者、ケアマネジャー等の専門職を対象にアンケート調査を実施したところ、関係者の連携をスムーズに行うための方策や取組みとして、「多職種での事例検討会の開催」や「異業種（医療・介護）間でそれぞれの分野の知識を学ぶ機会を設けて欲しい」等の意見が多くあったため、医療と介護に携わる多職種の専門職が参加し交流するグループワーク形式の研修を開催し、平成 28 年度も同様の研修を行いました。 また平成 28 年度には、医療・介護の職種の相互理解を深めるため、互いが講師となり自らの業務内容を説明するとともに、具体の事例を紹介しながら他の職種との連携について意見交換を行う自主勉強会を実施しました。 研修後のアンケートの結果、グループワーク型研修・自主勉強会の両取組みとも、他の職種との連携を進めるには有効であると高い評価をいただいている一方で、医療と介護に携わる各職種の業務内容に関する知識と理解はいまだ不足しているとの意見もあることから、今後、研修を行うに際しては、参加者のニーズに合致した実効性の高い内容となるよう研修のテーマや実施方法について大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議において出された意見や要望を活かせるよう十分検討します。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区障がい者・高齢者支援専門部会からの要望

要望 4
障がい者・高齢者の権利を守るため、虐待についての知識を周知する必要がある。
理由
平成 27 年度において、港区の高齢者虐待の通報者は、28.6%が介護支援専門員であり、続いて警察 26.5%、被虐待者本人 10.2%、市町村行政職員が 10.2%となっている。また、港区の障がい者虐待の通報件数は、8 件であり、通報者は本人、家族、支援事業者等である。今後、早期に発見できるように、民生委員などの地域役員や区民に広く周知する必要があるのではないか。 現在も権利擁護講演会を開催する等、地域における高齢者虐待についての知識を広める活動に尽力しているが、広く区民に周知するためには、年に 1 回は区広報に掲載するのはどうか。日常で起こりやすい事例を併せて載せることで、身近な問題として認識が深まるのではないか。 また、通報を受けた警察や消防といった関係機関にも障がい者虐待と権利擁護についての理解を深めるよう啓発が必要である。
回答
港区では、高齢者や障がい者の虐待についての知識を普及し早期発見につなげるとともに、権利擁護の取組みを周知するため、障がい者相談支援センターや地域包括支援センター、区役所が連携し、民生委員や地域見守りコーディネーター、介護保険事業者、障がい者サービス支援事業者などを対象に障がい者・高齢者権利擁護講演会を開催しています。 障がい者・高齢者の虐待予防・権利擁護のためには、より多くの区民への知識の普及、啓発が大切であることから、今後、広報紙、ホームページ等を通じた広報や周知を行うとともに、地区民生委員長会や地域合同会長会などを通じて広く地域に広報・周知を行います。 また、関係行政機関に対しては、港区内の関係行政機関が集まる行政連絡調整会議において高齢者や障がい者虐待・権利擁護について周知を行うとともに、権利擁護講演会に参加を呼びかけるなどの取組みを進めます。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 5
障がいのある人全てが適切な計画相談支援が受けられるよう支給決定のあり方を見直すこと。
理由
大阪市における計画相談支援の支給決定状況は、平成 27 年 12 月末時点で約 42%に留まっており、残りの約 58%はセルフプランを活用している。 計画相談支援利用における移行期間(平成 24~26 年度)に計画相談支援の必要性を検討していくことが望ましかったが、大阪市においては、相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しており、代替案としてのセルフプランを活用したことにより、計画相談支援利用の機会を失った障がい者・児が未だに半数以上いる現状がある。 セルフプランは当事者自らが計画を立てる能力がある人に認められるものであるのに、大阪市におけるセルフプランの申請様式等は、計画を立てる能力がない人もセルフプランで申請できるようになっており、従来、考えられているセルフプランの中身とは程遠い現状がある。そのため、本来受けられるサービスを受けておらず、計画の中身を見直す必要がある方が多数存在することが想定されるにも関わらず、また、計画相談支援の支給決定としては、セルフプランも含まれるため、平成 27 年度からのサービス対象者は（実質的には初めて計画相談支援事業者による計画相談の支援を受けるにもかかわらず）更新者となっている状況である。そもそも大阪市が掲げたセルフプランの活用は、障がい福祉サービスの支給決定不可を回避するための代替え案であり、移行期間後は本来の計画相談支援事業所による計画相談支援へ移行していくことが想定されていた。しかし、現実には、セルフプラン支給決定者が計画相談支援事業所による計画相談支援に移行した場合は、計画相談支援としてのサービス支給決定が 2 回目となるため、計画相談支援のみでの利用は認められず、何らかのサービス変更を余儀なくされる。これは本来の計画相談支援のサービスのあり方に矛盾していることになる。 適切な計画相談支援を必要とされる全ての人が受けられるように大阪市として取り組む必要がある。
回答
港区の計画相談支給決定率は、昨年 12 月末では 33.7%と、依然として多くの方が計画相談支援を受けられていない状況です。 港区では、平成 27 年 10 月から、相談支援事業所連絡会を月 1 回開催し、相談支援事業所間での情報交換や研修等を行うことにより、事業所間の顔の見える関係作りや相談員のスキルアップを図るとともに、計画相談支援を希望する障がい者ができるだけ早期にサービス支給が受けられるようにしています。 保健福祉センターの窓口においても、計画相談についての十分な説明をしたうえで、適切なサービスが支給できるよう努めています。障がいのある人が、一人ひとりのニーズにあったサービスを適切に受けられるよう計画相談支援のみの追加申請を認めることと、セルフプランから計画相談に移行した場合、サービス内容に変更がなくても新規の計画相談支援として取り扱うよう、国に対して制度の見直しを要望するよう福祉局に働きかけます。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 6
障がい福祉サービスの訓練等給付において早期に暫定支給決定が受けられるようにすること。
理由
訓練等給付のみの支給においては、就労経験があり自ら就労支援事業所を探し直ちに訓練可能な人が、障がい福祉サービスの申請から暫定支給決定までに 1 ～ 3 か月ほどの時間がかかるために、本人の就労意欲が損なわれる、募集が埋まってしまう、収入に焦り不適切な就労条件を選ぶ、採用担当者にとって不明な期間と映ってしまう等の理由で、安定就労に結びつかないケースが多数存在する。 例えば、申請時に職務経歴・訓練歴などを聞き取るにより、上記のような場合には申請受付日を暫定支給決定日とするなど、本人の状況に応じて申請から暫定支給決定までの期間を短くすることにより、より多くの方の意欲が継続でき早期に再就労でき、また、安定就労の継続により公費負担が軽減されることが期待できると考える。
回答
障がいのある人がそれぞれの障がいの特性や状況に即した仕事でその人らしく働き、地域で安定し自立して暮らすためには、個々のニーズに応える多様な支援が必要です。 訓練等の給付において、就労経験があり就労支援事業所を探し直ちに訓練可能な人が早期に暫定支給決定を受けることができるよう、国に対して制度の見直しを要望するよう福祉局に働きかけます。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望 7
築港地域の障がい者福祉サービス提供事業所の不足について
理由
築港地域には、障がい者福祉サービスを利用する障がい者が約 30 名居住している。地域内に障がい福祉サービス事業所が存在していないために築港地域以外からヘルパーが派遣されるが、報酬がつかない移動に時間がかかるため、ヘルパー派遣を躊躇する障がい福祉サービス事業所が多く、地域内の障がい者は必要な障がい者福祉サービスの受給が困難な状況となっている。 築港地域のように障がい福祉サービス事業所が少ない地域に住む障がい者が必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、移動時間に一定以上の時間がかかる場合には報酬額の上乗せ等の予算措置やヘルパーが乗用車を使用して近隣の場所に行く場合に無料で駐車できる場所等の提供等、障がい福祉サービス事業者が築港地域でヘルパーを派遣しやすくなるような検討をされたい。
回答
築港地域における障がい福祉サービス事業所の不足については、区としても大きな課題と認識しています。 現在、築港地域内で障がい者福祉サービスを受けておられる方の利用状況を調査しており、今後、既に築港地域で活動している障がい福祉サービス事業所に利用を必要とされる方へのサービス提供を促すとともに、必要に応じて介護保健サービス事業所等にも障がい福祉サービスへの参入の働きかけを行うなど、障がいのある人が適切にサービスを受給できるよう取組んでまいります。 また、移動に一定以上の時間がかかる場合の報酬額の上乗せ等の予算措置について、福祉局に対し要望します。
担当：港区役所保健福祉課

平成 28 年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望 8
青色防犯パトロール活動の現状と充実について
理由
安まちメールからも確認できるように、子どもが被害にあう事件は後を絶たない現状にある。区民にとって、子どもの防犯として心強い活動の一つに、“青色防犯パトロール活動”があるが、実施主体ごとに活動内容が異なるため、港区内で実施されている青色防犯パトロール活動の詳細（実施主体・活動内容・規模など）を教えていただきたい。 また、その活動について、さらなる活動の充実を図っていただきたい。
回答
青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールは、警察が認めた団体に限り、その活動が認められています。港区内では、三先・八幡屋・市岡の3地域、港湾局、港区役所が青色防犯パトロールを実施しています。3地域は週2～4回夕方に各地域内を対象に、港湾局は職員によるパトロールを終日、港区・大正区・住之江区・此花区の4区の湾岸部を対象に、港区役所は職員によるパトロールを平日の9時から17時の間で区内全域を対象に行っています。 放送内容については、各団体が独自に放送しています。 港区役所が実施するパトロールでは、地域課題や犯罪発生状況を踏まえ、 ・天保山周辺では、迷惑駐車や歩きながらのスマホ操作の注意喚起 ・みなと通の港晴付近では、ごみの不法投棄が増加していることから、不法投棄は犯罪であり、家庭ごみの収集日を守り不法投棄の防止 なども啓発しています。 さらに、港区役所では、民間委託により夜間・深夜の青色防犯パトロールを犯罪実態を踏まえたコース設定などにより、区内全域を対象に1日おきに実施しています。 今後も、事案発生時には重点的な巡回を行うなど、臨機応変な対応を実施します。
担当：港区役所協働まちづくり支援課

平成 28 年度 港区子育て支援専門部会からの要望

要望 9
子どもの貧困対策について、区の現状と対策はどのような状況でしょうか。 また、子ども食堂等の情報や支援体制などがあればお聞かせください。
理由
地域での子ども食堂の立ち上げなどに関する情報があるが、港区全域での実際の活動状況や取り組み、今後の計画をより多く把握し理解することで、“つなぐ”役割などを担うことが可能になると考えるため。
回答
子どもの貧困対策については、本市において昨年の 6 ～ 7 月に子どもの生活に関する実態調査を実施し、3 月頃に詳細な分析結果を公表する予定になっており、区としてはその結果をもとに現状分析を行い、必要な施策を検討・実施していく予定です。 なお、昨年 9 月に速報値が公表されており、その結果を踏まえ、実効性が見込まれる事業を一部先行することとし、港区では平成 29 年度に学習習慣の定着のために塾代助成事業を活用した「港エンパワメント塾」及び不登校児童生徒支援のモデル事業を実施することとしています。 子ども食堂については、本年 2 月に講演会を開催し、子ども食堂の立上げや運営に関する経験や課題、今後の展開等について講師からお話をいただきました。 区内のいくつかの地域では、子どもに食事を提供する新たな活動の準備が進められていますが、多くは、貧困層の子どもを対象とするのではなく、地域のすべての小学生とその保護者を対象としたり、子どもをはじめ誰でも利用できる「地域コミュニティ型食堂」として実施される予定と聞いています。 区としては引き続き、子ども食堂に関する情報収集を行うとともに、まちづくりセンターも活用して、活動に関心のある地域や団体・グループ等に必要な情報提供等を行います。
担当：港区役所協働まちづくり支援課 港区役所保健福祉課